

「福岡県子育て応援宣言企業・事業所知事表彰」表彰企業(5社) 取組概要

従業員の仕事と子育ての両立のために必要な職場環境の整備を行うことについて、功績が特に顕著である企業等を表彰。下記の表彰基準の1又は2いずれかに該当する企業・事業所を表彰する。

<表彰基準>

1 次の(1)～(3)のすべてに該当する企業・事業所

- (1) 女性従業員の育児休業取得実績(令和5年度)が100%であること
- (2) 短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度、いずれかの利用実績があること
- (3) 効果的で特色ある取組を実施していること

2 男性従業員の育児参加の促進に向けて効果的で特色ある取組を実施している企業・事業所

【表彰基準1に該当】

※企業登録順

企業名	地区	業種	取組概要
株式会社ケイ・イー・エス (代表取締役 飯野 一義)	北九州 (北九州市)	電気・ガス・ 熱供給・水道 業	「働き方改革プロジェクトで積極的な雇用環境の改善を実施」 社内に従業員の働き方改革のプロジェクトを設け、積極的に雇用環境整備を行い、特別休暇の新設、短時間勤務制度の利用対象の拡大等を実現。また、育児休業を取得した男性従業員について、社内報で取り上げ、従業員やその家族への周知を行うなど、社内の仕事と子育ての両立に関する気運醸成を行っている。
HYUGA PRIMARY CARE株式会 社 (代表取締役 黒木 哲史)	福岡 (春日市)	卸売業、小売 業	「4つの勤務形態を自由に選択できることにより、従業員の仕事と子育ての両立を応援」 短時間勤務を含め、4つの勤務形態を用意し、ライフイベントに合わせた働き方が選択できる体制を整備。月単位で勤務形態を変更可能であり、子育ての状況に応じた勤務を可能としている。人事制度改変を行い、年次有給休暇の取得単位の拡大、育休復帰後の支援など積極的に従業員の雇用環境の改善を実現している。
株式会社銀水会 (代表取締役 田中 久子)	筑後 (大牟田市)	医療、福祉	「特別休暇で従業員のワーク・ライフ・バランスを確保」 子の看護等のために予期せぬ年次有給休暇の消化を余儀なくされないことがないよう、子の看護休暇や慶弔休暇といった有給の特別休暇を充実させることによって従業員のワーク・ライフ・バランスの確保を支援。また、働き方の見直しに関することと各種休暇の取得等のための事務手続きに関することの2つの相談窓口を設置し、従業員が安心して働くことができる環境を整備している。
一般社団法人つなぐいのち (代表理事 岩穴 廣憲)	筑豊 (飯塚市)	サービス業	「余裕のある人員配置で気兼ねなく育児休業を取得できる環境を整備」 育児休業のほか、子の看護のための急な休暇にも対応可能な体制の整備を実現。代表者と従業員の面談の機会を多く設け、働き方に関する不安の解消など迅速な対応をとっている。また、細かなシフト調整が可能な体制を整え、子育て中の従業員をはじめ、全ての従業員が仕事と家庭の両立ができる環境を整備している。

男性の育児参加促進企業【表彰基準2に該当】

株式会社福岡銀行 (取締役頭取 五島 久)	福岡 (福岡市)	金融業、保険 業	「最長10営業日の有給化で男性従業員の出生時育児休業を強力に推進」 男性の育児参画を積極的に推進していくため、また、社会課題の解決に向けた取組みを積極的に推進していくために、出生時育児休業について10営業日まで有給化し、サポート体制等、取得しやすい環境整備を促進。また、育児休業を取得した男性従業員が復帰した際は、育児経験レポートを作成し、上司と共有することで、仕事と子育ての両立のためのフォロー体制の整備に活用するなど、男性の育児参加を促進している。
--------------------------	-------------	-------------	--